

「医学的に説明されない症候群」をめぐる因果性

——化学物質過敏症を事例として——

京都大学 景山千愛

1 目的

この報告の目的は、医学的に疾患として認められていない「医学的に説明されない症候群」のうち、「化学物質過敏症」という疾患が、社会制度上に位置づけられる経緯を概観することにある。特に、「医学的に説明されない症候群」の場合、疾患として発症原因と症状の間の因果関係——化学物質過敏症の場合、化学物質と健康被害の間の因果関係——に、医学的な疑義が挟まれている。

発症原因と症状の間の「因果関係の特定」という一見中立的な科学的手続きが、学問領域を超えて、特に省庁や、医学と法学の研究者によって行われた。こうした諸アクターの「因果関係の特定」は、現在も衝突を繰り返しながら、「化学物質過敏症」像を形作っている。本発表では、今日まで続く化学物質過敏症の肯定派と否定派の論拠となる、2種の「因果性」に目をつけたい。

2 方法

データとして用いたのは、化学物質過敏症に関連して発表された環境省や厚生労働省、総務省の報告書、各研究者による化学物質過敏症についての論文、そのほか、化学物質過敏症当事者の自助グループや支援組織による化学物質過敏症に関する記事や質問状である。

方法として、化学物質過敏症をめぐる各アクターの動向を時系列順に並べ、化学物質過敏症の社会的推移を可視化するとともに、各々の時代でどのような種類の「因果性の特定」が問題化されたのか区切った。これにより、「因果性の特定」という科学的営みの傾向と、社会的推移の対応関係を明らかにした。

3 結果

分析の結果、化学物質過敏症をめぐる「因果性の特定」は、以下の経緯を辿ることが判明した。まず、1990年代初頭、アメリカ由来の **Multiple Chemical Sensitivity** が輸入された時点では、シックハウス症候群や環境問題の文脈で副次的に言及される程度であった。因果性の特定は、90年代後半から省庁主導の医学的検討が行われるが、総じて不明確性を残す結論となり、社会的対応化までは至らなかった。この空洞性を埋め合わせるのが、法学的議論に基づく救済論である。法学的議論での因果性はより緩和されており、間接的な証明により「高度の蓋然性」が達成されればよい。

以上の流れは、公害事件などの健康被害問題と類似している。しかし「高度の蓋然性」の適用により公害事件の文脈に乗せられることで、かえって化学物質過敏症の医学的特異性は棚上げされ、結果論として化学物質過敏症の存在が正当化されることとなった。

4 結論

以上から、化学物質過敏症は「医学的に説明されない症候群」であるように、医学的に正当化は行われていない。しかし一方で当事者の社会的救済という観点により、法学的な正当化が後付けで行われたことが明らかになった。この経緯は、他の公害事件と軌を一にしている。しかし、そうした先行の公害事件によって得られた判例をもとに化学物質過敏症を再解釈している。公害事件の文脈を踏まえることで、化学物質過敏症は医学的な因果性を離れて、法的承認を得ることとなった。

2009年、化学物質過敏症は厚労省の病名登録を経て、保険適用内となった。しかし保険適用可能な治療法が存在しないため、実質的に全額負担のままである。医学的な研究成果と、法学的な保障措置の達成、そして行政による承認のギャップの検討は、今後の課題である。